

夜間預金金庫規定

株式会社足利銀行

1. (利用目的)

この夜間預金金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (利用方法)

- (1) この夜間預金金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当行所定の専用入金票および通帳等とともに当行所定の預入用袋（以下「預入用袋」という。）に入れ、その預入用袋を施錠のうえ夜間預金金庫に投入してください。なお、専用入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 預入用袋を投入したのちは、夜間預金金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末までとし、契約期間満了日（当該日が銀行休業日の場合は前営業日）までに本人または当行からの解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から翌年3月末まで継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (使用料)

- (1) 所定の夜間預金金庫の使用料は、当行所定の料率により所定の消費税額を含めて6か月分を前払いするものとし、毎年4月および10月の当行所定日に本人が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。
なお、当初契約時は契約日の属する月を1か月として、その月から最初に到来する3月末または9月末までの使用料を月割計算により契約時に所定の消費税を含めて支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月以降の前払分使用料を月割計算により返戻します。

5. (預金への受入処理)

- (1) この夜間預金金庫に投入された預入用袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、専用入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうちは、当行はその責任を負いません。

6. (預入用袋等の返却)

預入用袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

- (1) 外扉用鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間預金金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 預入用袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、預入用袋の開閉に使用します。

8. (鍵、預入用袋の喪失・き損)

外扉用鍵、預入用袋および袋用正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

9. (損害の負担等)

この夜間預金金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、夜間預金金庫扉の不完全な閉扉、預入用袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間預金金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

10. (反社会的勢力との取引断絶)

この夜間預金金庫は、第11条第2項各号のいずれにも該当しない

場合に使用することができ、同項の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの夜間預金金庫の使用申込をお断りするものとします。

11. (解約等)

- (1) この契約は、金庫を3か月以上使用しない場合は契約を解除できるほか、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、金庫外扉鍵、預入用袋及び預入袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの夜間預金金庫の使用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができます。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ預入袋及び正鍵を直ちに返却してください。

① 本人が夜間預金金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 本人（または代理人、保証人 法人の場合には当該法人の役員、執行役員等の重要な使用人、および主要株主等を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 本人、代理人、保証人もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 本人（または代理人、保証人 法人の場合には当該法人の役員、執行役員等の重要な使用人、および主要株主等を含む）が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用をき損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(3) 前項の規定の適用により、本人、代理人、または保証人に損害が生じた場合にも、当行は責任を負いません。また、当行に損害が生じたときは、本人、代理人、または保証人がその責任を負うものとします。

12. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間預金金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、外扉鍵、預入用袋及び袋用正鍵についても同様とします。

13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

14. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上